

令和5年10月10日

廃棄物処理施設に関する全員協議会 会議録（要約）

【内容】：時系列に沿って、町執行部・上益城広域連合・企業の認識を確認

1. 「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」及び「上益城広域連合」による以前の計画について

① 計画策定の主体はどこで、事業実施主体はどこか

- 平成27年度から令和3年度まで、5町1村（御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町・西原村）・3衛生施設組合で組織されていた「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」において協議を進めていた。
- 平成30年度に西原村が本協議会から脱退したことにより規約を改正し、協議会は上益城5町の枠組みになった。
- 協議会が上益城5町の枠組みになったことにより、令和2年度より上益城広域連合に施設整備係を設置し、事業用地の取得などを進めてきた。
- 令和3年度末をもって「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」が解散したことにより、以前の計画については、「上益城広域連合」が引き継いでいる。

② 「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」とはどのような協議会か

- （資料2「旧熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」規約参照）
- 5町の町長、議長、山都町議会においては厚生常任委員会代表、管内3衛生施設組合の議会正副議長などが委員となっている任意の協議会。
- 目的は「一般廃棄物の共同処理方策について協議し、適正かつ効率的な処理体制の構築を図ること」
- 役割(事業)は以下の4点
 - (1) 一般廃棄物処理に向けた事務の合理化に関すること
 - (2) 一般廃棄物の広域的な処理及び施設整備の調査、研究に関すること
 - (3) 一般廃棄物処理基本計画等の策定に関すること
 - (4) 各号に掲げるもののほか目的達成に必要なこと

③ 以前の計画はどのような計画か

- （資料5、令和3年2月開催「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」会議資料参照）なお、会議資料に記載はないが、焼却施設は「日

量 80 t 規模」、リサイクル施設は「日量 15 t 規模」、最終処分場の埋め立面積は「3.8 万 m²」、し尿処理施設は「日量 80 kl」で計画していた。

④ 当初、複数の施設整備候補地が選定されていたが、それらはどのような手続きで選定されたのか

- （資料 3 参照）上益城 5 町と西原村で、当初公募を行った時の回覧板用のチラシ参照。結果、公募による申し込みは御船町の 4 か所（ひむき、古閑原古閑迫、南田代第 4、釜出吹野）、甲佐町の 1 ヶ所（上早川）、計 5 か所加えて、各町からの推薦地 5 か所を含め、計 10 か所が候補地となった。

⑤ その中から最終施設整備候補地はどのような手続きで決定したのか

- （資料 4 参照）有識者や学識経験者、行政関係者、地域の代表者等で建設候補地評価委員会を組織し、その委員会で、建設候補地が適正であるかどうかの評価を行った。
- 評価にあたっては、将来的な施設の安定稼働が特に重要であるとされ、事前に活断層との位置関係について評価し、続く 1 次・2 次評価では、法規制の確認、用地条件、環境保全関連、生活環境条件等の立地条件や経済性の側面から点数化を行った。また現地視察により現況の把握に努め、十分な議論を重ねたうえで、建設用地としての適性について評価が行われた。
- 結果、評価委員会からの答申として最終的に、『④益城クリーンセンター周辺』及び『⑦古閑原、古閑迫地区』の 2 ヶ所が、建設候補地として評価が高いと判断された。
- その後、H30.2.15 に「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされ、最終候補地の決定については、管理者である町村長に一任するという事になった。
- H30.5.9 に開催された町村長会議での町村長間協議において、評価委員会の答申内容を最大限に尊重し、併せて各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面及び、本事業にとって必要不可欠である地域住民や地権者との合意形成の難易度などを踏まえ総合的に検討を行った結果、御船町の「古閑原、古閑迫地区」が最終施設整備候補地として選定され、H30.5.17 に開催された「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」において、報告・承認を受けた。

2. 民間事業者による新たな計画提案について

- ① 民間企業から提案されたとされる新たな計画だが、初めに、だれが、いつ、どこに対して計画を提案したのか。
 - 令和2年12月に、石坂グループと大栄環境から熊本県に対し、県内で発生する廃棄物の処理を県内で適切に処理できる廃棄物処理施設を県内に整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨の相談をした。
 - 九州では熊本県のみに対して提案した。
- ② その計画について、御船町はいつ、どのようにして知ったのか。
 - 令和3年3月29日に上益城の5町長が熊本県より、事業者の事業概要について説明を受けている。
- ③ 当初提案された新たな計画の内容はどのようなものか
 - （資料6参照）なお、この資料の内容はあくまでも当初の提案資料であり、その後の5町等との協議により、より良い計画へと改善を続けている。
- ④ 新たな計画の提案を受けて、以前の計画から新たな計画へと計画の変更を行ったのか
 - 平成28年3月上益城5町において策定された「一般廃棄物広域処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくものであり、この基本計画については、現時点で変更や廃止はしていない。
- ⑤ 新たに提案された計画を、なぜ即座に町民、上益城広域連合議会、関係各町議会などに説明しなかったのか。
 - 議会や住民に説明をするためには、事業者の実績や提案された事業計画が正式な協議に値するものなのかを確認する必要があり、議会や住民に説明をするためにも、5町長と熊本県において時間をかけて調査・検討を行った。

3. 新たな計画に対する検討の経緯から「覚書」締結までについて

① 新たな計画について、いつ、誰が、どのような調査、検討等を行ったのか。

- 令和3年3月29日に5町長が熊本県から事業提案の説明を受けてから、5町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似事業施設の現地視察や施設が稼働している自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われた。

② 新たな計画に対する調査、検討の結果に対して、いつだれがどのような評価を行ったのか。

- 5町長において、財政的なメリット、最終処分場の整備を行わないなど環境面に対するメリット、地域経済への効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年8月3日に当該事業を検討する方向性が確認された。

③ 令和3年3月29日に新たな事業提案の説明を受けてから、令和3年8月3日に新たな事業を検討する方向性が確認されたとのことだが期間が長いのではないか。その間に上益城広域連合や町執行部での協議・情報共有等はされていなかったのか。

- 期間について長いかどうかは評価が分かれるところではあるが、住民に影響が大きい業態業種であることから十分な時間を要し、5町の町長と県のみで正式に新たな計画について協議を始めることが出来るか等についての検討が行われていた。
- その間、上益城広域連合や御船町執行部としての情報共有はなく、水面下の協議等も行われていない。

④ 令和3年8月3日の評価に基づき、新たな計画について町民、上益城広域連合議会、関係各町議会に加え、町職員にも説明しなければならないが、説明前の新聞報道や取材等により予定が変わったのか。

- 本件については「5町首長が議会や住民に対して説明を行おうとしていた直前に新聞報道があった」というのが事実だが、新聞報道等により説明のスケジュール等を大きく変更したことはない。

⑤ 新たな計画について協議を始める方向性が確認された令和３年８月３日から、新聞報道があった令和３年９月２９日までの間に広域連合や町執行部と５町首長や県とで、情報共有や協議は行われたのか。

（時系列順に以下のとおり）

- ９月２７日に５町の廃棄物担当部署、広域連合及び各組合の職員に対して、新たな計画について協議を始めることについて説明があり、９月２９日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会及び各町議会に対し、同内容について報告及び説明する予定であった。
- ９月２９日地元紙朝刊に予期しない報道が掲載された。
- ９月２９日に、予定通り熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会及び各町議会に説明を行った。

⑥ その結果、ほとんどの町民が新聞報道で新たな計画について知ることになったわけだが、その事実についてはどのように受け止めているのか。また、そのことでどのような影響が生じたと考えるか。

- このことについては、令和４年６月議会における町長答弁を引用する。
「計画変更の協議が開始される事実を報道により知る事なるなど、多くの皆様に大変なご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げる次第であります。情報管理と情報公開の時期、順序に関する判断に対しましては、大きな課題が残ったと私自身も思っております。この件に関しては、改めてお詫びを申し上げます。また、新聞報道に関する影響ですが、議会や町民の皆様への説明の前に新聞報道がなされたことにより、当該事業計画の変更に至った経緯に対する不信感が生じたと認識しております。」

⑦ その後、新たな事業を提案した企業とエネルギー回収施設等検討に関する「覚書」を交わしたが、この覚書はどのような内容、どのような意味を持つ覚書で、なぜ覚書を交わしたのか。

- （資料７「覚書」参照）議会や住民に正確な説明を行うに当たり、民間事業者が提案した施設種類や事業規模等の前提条件を正式に確認する必要があったので、令和３年１０月１日に熊本県知事立会いのもと、５町と民間事業者が「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結した。

- 覚書締結の目的は、民間事業者と5町が事業内容や協議・検討する事項を確認することであり、事業実施に係る5町の同意を確認したものではない。
- 覚書の内容は記載されている通り、施設の整備について協議を開始することに合意したもの。いわばスタートという認識。

4. 新たな計画に対する「覚書」締結から、「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」締結までについて

① 覚書を交わした後から、「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」締結までの間について、いつ、誰が、誰に対してどのような説明会などを行い、どのような協議、検討、調査等を行ったか。

- （資料1参照）なお、広域連合は、当初から御船町内で行われた住民説明会に対して、説明者として同席。事業者は視察や説明会において町議会や住民に事業者として説明。

② 「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」とはどのような内容か。また、どのような意味を持つ協定書で、なぜ協定書を交わしたのか。

- （資料8「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」参照）当該事業における環境面での影響を評価するに当たり、事業者が「環境アセスメント」を実施するために締結したもの。
- 協定書の基本方針は、本事業で整備する施設の概要や場所、その他様々な事項が記載されており、環境アセスメントの結果、5町が本事業の計画を適切であると判断した場合、事業者と5町等は、改めて環境保全協定及び立地協定を締結するものとされている。

③ 環境アセスメントとはどのようなもので誰が行うのか、どのような効力があるのか

- （資料9参照）環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、予め事業者自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度。
- 今回の環境アセスメントは、熊本県環境影響評価条例に基づき実施されているもので、条例上、事業の可否を決定するものではない。しかしながら、環境アセスメントの評価の結果、必要な対策が講じられない或いは対策を講じても著しい環境影響を回避できない場合は、事業自体を適切と判断することは出来ないと考える。

- 事業者側の認識だが、環境アセスメントの手続きでは、評価書の段階で、知事は必要に応じて環境保全上の措置を事業者に要請することが出来る。事業者としてはこの環境保全上の措置を適切に行い、事業を実施していくことになるが、環境アセスメントの結果、環境保全措置を講じたとしても環境への重大な影響が避けられないという場合においては、事業を断念せざるを得ない可能性もある。

④ 環境アセスメントに執行部及び上益城広域連合はどのようにかかわっているのか、また、町民はどのようにかかわることができるのか。

- 施設の立地が計画されている本町は、当該事業による環境影響が最小限となるよう事業者に求めて行く立場である。熊本県環境影響評価条例に基づき、本町は環境影響を受ける範囲にある町としての意見を、熊本県知事に対し、説明会での住民の皆様の見解なども踏まえながら、環境アセスメントの段階毎に提出し、また、事業者が行う環境アセスメントの説明会や調査の進捗状況など住民の関心を高めるための広報を行っていく。
- 環境アセスメントに対して、一般の方は事業者へ直接環境の保全に関する意見書を提出することができる。
- 上益城広域連合としては、「造成工事」を担っていく予定である。環境アセスメントの中で示される配置図等の工事計画に対して、近隣住民の方が不安視されている点があり、民間事業者による説明に加えて、広域連合としても適宜説明等を行っていく。

⑤ 環境アセスメントの結果に対して、町執行部はどのような対応を予定しているのか。

- 事業者は環境アセスメントの評価に基づき、環境影響を軽減するための環境保全対策を講じる。本町はその対策が講じられることで、法律の規制をクリアするだけでなく、更にどの程度環境影響の軽減が図られるかを確認する。また、町としては事業者独自では対策を講じることができない、周辺道路などのインフラ整備や維持管理などについて、しっかりと対策を講じる必要があると考えている。

⑥ 執行部及び広域連合は新たな計画を推進しているのか。

- 執行部としては、当該事業は、上益城5町の財政面の負担軽減が図られるだけでなく、施設の立地が予定されている本町としては、最終処分場を整備しないこと、し尿処理場を整備しない事、および、従来の施設に比べ、焼却場における厳しい排出基準を設ける事等による地元地域の環境負荷軽減が図れる計画であると評価している。
- 加えて、固定資産税、雇用確保やエネルギー活用の可能性など大きなメリットがあることに加えて、巨額の設定投資や維持管理を行う必要がなくなるということは、町の一般廃棄物処理が今後安定的に行えるだけでなく、町独自の行政サービスなどに予算が使えることになる。

- このように、町執行部は当該計画を従前の計画に比べて、より良い計画であると評価しているので、当該計画への変更を進めていく立場にあると言えるが、事業は決定したものではなく、事業者が行う環境アセスメント調査や評価に基づく環境保全対策が適正に行われるかを注視していく必要がある。
- 広域連合としては、環境アセスメント完了後において、環境保全協定や立地協定等が締結された時に事業実施が確定するので、その後の判断となるが、この新たな計画が5町にとって、より良い計画であると考えてるので、事業者と連携して事業を進めて行くこととしている。
- 財政面におけるメリットが一番の理由ではあるが、今後の行政運営においても、廃棄物処理のみならず、様々な分野において、民間事業者との連携体制が必要不可欠であると考えてる。
- ごみ処理分野においても、民間事業者の企業努力や技術開発により、国内のリサイクル率やエネルギー還元率も以前に比べて格段に高まっており、今後も向上していくものと思われる。
- 広域連合を構成する5町の行政においても、事業者の監視体制はしっかり行いながらも、一般廃棄物と産業廃棄物の垣根を越えて、民間事業者と連携して地域のごみ処理を行っていくことが、地域にとって効果的な取組であると考えてる。

5. その他

① 一般住民の方が「一日大型車が 660 台通行する。従来の計画では 80 トンだったものが 1,300 トンになった…」などと記載された文書が議会広報に掲載されたが、計画上正しい数値なのか。

- 計画上の数値は、産業廃棄物運搬大型車が 54 台・中型車小型車が 46 台、一般廃棄物の車両が現状の 3 施設合計で 230 台、総計 330 台となっている。計画上、大型車が一日 660 台通行するという数値はどこにもなく、そのように記載された根拠は不明。大型車を含めたすべての車両を合計し、往復として 2 倍にすれば 660 台となるのでそのような計算をされたのではないかと推察する。
- 80 トンは、おそらく従前の計画の焼却量が 80 トンなのでその数値ではないかと推察するが、その数値に対比する 1,300 トンという数値は新たな計画にはでてこない。新施設の焼却施設における計画量 400 t に加え、リサイクルの最大処理能力 900 t を含めての数値ではないかと推察する。

② 新たな計画で利用水処理に関して「クローズドシステム」とあるがどのようなシステムか。

- 処理水、廃棄物に触れた水を一切放流せず集めて施設の中で使い切ってしまうシステム。汚れた水は全て集めて焼却炉に噴霧したり、一部、中間水として再利用したり蒸発させたりして一切外に出さないというのがクローズドシステム。それ以外の敷地の中に降った雨水などは調整池の方に導いて上澄みだけを流すといった計画になっている。
- ③ 環境アセスメントは方法書段階となり現地調査等が始まると思うが、調査の結果公表はどのような形で行われるのか。
- 今は方法書段階で、調査の内容を追加しながら、来年の1月ぐらいから丸1年間かけて実際の調査を行う。その調査結果の公表が準備書段階となる。順調にいけば令和7年度6月ぐらいにこの準備書が出てくる。
 - 公表の方法は、個別の調査結果をそれぞれ発表するのではなく、すべての調査結果を一冊にまとめ、web上や閲覧場所での閲覧、ダウンロード等により公表し、公表期間内に説明会を開始するという形をとる。ただし、準備書の公表までには時間があるので、定められた手続き以外に、方法書段階で頂いた県知事等の意見を受けて決定した調査方法等について、何らかの方法で公表したいと考えている。
- ④ 廃棄物処理施設整備については従前の計画も生きていたとの説明があったが、なぜ従前の計画策定主体である「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」を解散したのか。
- 従前の計画は上益城広域連合が事務を引き継いでいる。新たな計画については民間事業者が進めることになるので、当時の協議会における協議で、協議会の役割は終えたとして解散することになった。

令和5年度第8回全員協議会次第

令和5年10月10日（火）

3階会議室

1 開 会（副議長）

2 議長あいさつ

3 協議事項

（1）廃棄物処理施設に関する質問について

（2） その他

4 閉 会（副議長）

御船町議会全員協議会資料一覧

令和5年10月10日（火）

資料 番号	資 料 名	提 出 者
1	取組経緯	御船町
2	熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会規約	上益城広域連合
3	（候補地募集チラシ）建設候補地を募集します。	上益城広域連合
4	建設用地としての適性評価結果 （熊本中央新施設建設候補地評価委員会評価結果報告書より抜粋）	上益城広域連合
5	（従来の計画）施設整備に向けた今後のスケジュール	上益城広域連合
6	地域循環共生圏を形成する事業スキーム	事業者
7	確認書（覚書）	御船町
8	環境アセスメント実施等に向けた基本協定書	御船町
9	環境アセスメント 熊本県環境影響評価条例のあらまし	御船町

取組状況（御船町）

2023/10/10

○取組等の経緯

	対応主体	内 容	備考
H27 年度	5 町（熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会）	熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会（以下、「熊本中央協議会」）の設置一般廃棄物広域処理基本計画の策定	
H28 年度	熊本中央協議会	熊本地震により取組の一時休止	
H29 年度	熊本中央協議会	建設候補地の募集 公募地区への説明会実施 評価委員会における候補地評価作業	
H30 年度	熊本中央協議会	評価委員会からの答申を受け、最終建設候補地を熊本中央協議会にて決定 地元地区への説明会実施	
H31/R1 年度	熊本中央協議会	地権者説明会の実施 ※5 町及び熊本市において熊本市への可燃ごみ処理委託に関する覚書を締結	
R2 年度	広域連合	上益城広域連合に施設整備係を新設（熊本中央協議会事務局を施設整備係に置く）。用地取得の開始	
R3. 3. 29	5 町長・熊本県	熊本県から民間事業者が提案する事業概要についての説明を受ける（初回）	
(令和 3 年度) R3. 9. 29	(地元新聞)	同日朝刊記事に「上益城 5 町/ごみ処理施設民間主体に/整備運営産廃も受け入れ」（1 面記事）「上益城ごみ処理施設/計画変更/聞いていない住民困惑」と掲載。（同月 28 日関係者への取材による記事）	
	熊本中央協議会	午前 10 時。熊本中央協議会を開催し、事業概要を説明	
	御船町	午後 5 時 30 分。議員、地元区長、地権者代表、七滝土地改良区への説明	
R3. 10. 1	5 町・事業者・熊本県	熊本県知事立会いのもと、5 町と事業者により「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結	

取組状況（御船町）

2023/10/10

○取組等の経緯

R3. 10. 21	御船町	地元区長、地域住民（土地改良区含む）を伴い①三重リサイクルセンター②さくらリサイクルセンター③和泉リサイクル環境公園を視察	
R3. 10. 27	町議会	議会議員視察研修①和泉リサイクル環境公園②三重リサイクルセンター③伊賀市役所 執行部随行	
R3. 11. 22	御船町	住民説明会開催 場所：七滝中央小学校 出席者（町以外）：益城町長、熊本県、広域連合、熊本中央協議会	
R3. 12. 20	御船町	住民説明会開催（事業者説明） 場所：七滝中央小学校 出席者（町以外）：甲佐町長、事業者、熊本県、広域連合、熊本中央協議会	
R3. 12. 22	御船町	区長説明会 場所：御船町カルチャーセンター 出席者（町以外）：熊本県、広域連合、熊本中央協議会	
R4. 1. 31	熊本中央協議会	熊本中央協議会開催。事業概要の説明（大栄環境説明）	
R4. 3. 8	熊本中央協議会	川内田地区住民説明会 場所：川内田公民館 出席者：熊本中央協議会会長（御船町長）・事務局、環境保全課長	
R4. 3. 11	御船町	住民説明会（事業者説明） 場所：七滝中央小学校 出席者（町以外）：他 4 町長（甲佐町は副町長）、事業者、熊本県、広域連合、熊本中央協議会	
R4. 3. 23	熊本中央協議会	熊本中央協議会開催。同月 31 日をもって協議会解散決定	
R4. 3. 28	5 町・事業者・熊本県	熊本県知事立会いのもと、5 町と事業者により「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」を締結	

取組状況（御船町）

2023/10/10

○取組等の経緯

(令和4年度) R4.5.30	事業者	石坂グループ及び大栄環境の共同出資により「株式会社シムファイブス」設立	
R4.7.28	御船町	住民説明会開催（事業者説明） 場所：御船町カルチャーセンター 出席者（町以外）：事業者、熊本県、広域連合 内容は R4.3.11 と同じ	
R4.10.25	御船町	地域振興策に関して地元区長と意見交換	
R4.11.4	御船町・広域連合	全員協議会において「廃棄物処理業のそれぞれの役割について」事業者、御船町、広域連合の役割を説明 説明者：広域連合	
R5.1.24	事業者	配慮書の縦覧及び意見募集の開始（～2月24日まで） 縦覧窓口と意見書投函箱を環境保全課窓口を設置。町ホームページに掲載。	
R5.1.24	熊本県	条例に基づき、県知事が御船町に意見照会	
R5.1.30 / R5.2.6	御船町/事業者	町主催により「環境アセスメントに関する住民説明会」を七滝中央小学校体育館、御船町カルチャーセンターで開催	
R5.2.24	事業者	縦覧、住民等意見受付の終了 （以下、速報値）※事業者による集計 意見書・・・241人（町内：30人） 窓口縦覧・・・1件 電子縦覧（アクセス数）・・・1544	
R5.3.8	熊本県	県環境影響評価審査会が開催	
R5.3.10	御船町	3月9日付けで熊本県に対し配慮書に係る意見書を提出	
(令和5年度) R5.4.24	熊本県	配慮書に対する県知事意見を事業者と関係町に通知 同日、熊本県HPにて公表	

取組状況（御船町）

2023/10/10

○取組等の経緯

R5. 5. 11	御船町	地域振興策に関して地元区長、上野分館長と意見交換	
R5. 5. 24	事業者	方法書公表に伴う公告及び縦覧場所の設置等に関する協力依頼文を御船町に送付（県条例に基づく協力依頼）	
R5. 7. 25	事業者	方法書の縦覧及び意見募集の開始	
R5. 7. 25	御船町	方法書の公表に伴い ①縦覧窓口と意見書投函箱を環境保全課窓口を設置 ②町ホームページにお知らせ掲載 ③環境保全課から各課に方法書に係る意見を照会	
R5. 8. 2 ～	事業者	方法書に関する説明を開催 ①七滝中央小学校（8/2）	
R5. 8. 10		②御船町カルチャーセンター（8/7） ③益城町ミナテラス（8/10）	
R5. 8. 23	御船町・地域住民	地域振興策に関する意見交換会を上野分館で実施 出席者：地区の役員等 20 人 議員：宮川議員、井藤議員（オプザバー） 町：環境保全課	
R5. 9. 19 /9. 26	熊本県	県環境影響評価審査会が開催 9/19 現地視察 9/26 審査会 ※事前に審査会の開催及び傍聴に関するお知らせを町ホームページに掲載	

熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第2条 この協議会は、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町（以下「構成町」という。）及び益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、御船地区衛生施設組合（以下「一部事務組合」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 協議会は、構成町から排出される一般廃棄物の共同処理方策について協議し、適正かつ効率的な処理体制の構築を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 一般廃棄物処理に向けた事務の合理化に関すること
- (2) 一般廃棄物の広域的な処理及び施設整備の調査、研究に関すること
- (3) 一般廃棄物処理基本計画等の策定に関すること
- (4) 各号に掲げるもののほか目的達成に必要なこと

(委員及び役員)

第5条 協議会の委員は、別表1に掲げる職にあたる者をもってあてる。

- 2 協議会に会長1名、副会長1名の役員を置く。
- 3 会長及び副会長は、構成町の長の互選により決定する。
- 4 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を設置し、協議会の事務を補佐するとともに、第4条に定める事業を処理する。

- 2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる職にある者をもってあてる。
- 3 幹事会に幹事長1名、副幹事長1名の役員を置き、役員は幹事の互選により決定する。
- 4 幹事長は、会務を総括し、幹事会を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、または幹事長が欠けるときはその職務を代行する。

(オブザーバー)

第7条 協議会及び幹事会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見等を述べることができる。

(専門部会等)

第8条 協議会及び幹事会の補佐及び調整を行う組織として、協議会に専門部会を置くことができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、協議会議（以下「本会議」という。）及び幹事会議とし、本会議は会長が、幹事会議は幹事長がそれぞれ招集する。

2 本会議の議長は会長があたり、幹事会議の議長は幹事長が当たる。

3 会長及び幹事長は、必要と認めるときは、委員及び幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、熊本県上益城郡御船町大字御船847番地3に置く。

3 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第11条 協議会の規約は、本会議の議決を経なければ変更することができない。ただし、別表2の所属課名等の変更についてはこの限りではない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規約施行前に選任された役員については、第5条の規定により選任された者とみなす。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月10日から施行する。

別表1 (第5条関係)

協議会 委 員	益城町	町長
		議会議長
	嘉島町	町長
		議会議長
	御船町	町長
		議会議長
	甲佐町	町長
		議会議長
	山都町	町長
		議会議長
		厚生常任委員会代表
	益城、嘉島、西原環境衛生施設組合	議会正副議長
	御船町甲佐町衛生施設組合	※構成町から1名の議員を選出する。
	御船地区衛生施設組合	※構成町から選出された議員に限る。

別表2 (第6条関係)

幹 事	益城町	住民課長
		環境衛生係長
	嘉島町	都市計画課長
		環境係長
	御船町	環境保全課長
		環境衛生係長
	甲佐町	環境衛生課長
		環境衛生係長
	山都町	環境水道課長
		環境衛生係長
		環境水道課主査
	益城、嘉島、西原環境衛生施設組合	事務局長
		事務長
	御船町甲佐町衛生施設組合	事務局長
		事務長
	御船地区衛生施設組合	事務長
		場長

ごみ処理施設(リサイクル施設・最終処分場含む)・し尿処理施設

建設候補地を募集します

益城町・嘉島町・西原村・御船町・甲佐町・山都町



現在、益城町、嘉島町、西原村、御船町、甲佐町および山都町の6町村では、ごみ処理を「益城、嘉島、西原環境衛生施設組合」「御船町甲佐町衛生施設組合」「山都町直営」で、し尿処理を「御船地区衛生施設組合(西原村を除く)」「山都町直営」で行っておりますが、各施設の老朽化に加え、熊本地震の影響により、今後、予期せぬ故障の発生、耐用度の低下および補修費の増加が懸念される状況にあります。

そのため6町村では、広域での協議会を設立し、各施設を一体的に整備することを目標に、より効率的な処理を行うため、新しいごみ・し尿処理施設を建設することとしました。

候補地選定にあたりましては、住民の皆様のご理解とご協力が大変重要であると考えています。

そこで、この度、建設候補地について公募することにいたしました。

どうぞ、積極的なご応募をお待ちしております。

応募方法

応募期間

平成29年7月3日(月)～平成29年9月29日(金)

※土、日、祝祭日を除く 8時30分～17時00分

必要書類

(1)応募申請書 (2)候補地位置図 (3)土地権利者関係一覧表

応募先

お住まいの町村の環境衛生担当課

応募は、候補地の地元区長および代表者での応募となります。なお、候補地が複数の地区にまたがる場合には、連名による応募をお願いします。

※建設用地については、何よりも住民の皆様のご理解とご協力のもとに決定することが重要です。応募をいただく際には、地元の意向確認をさせていただきます。

応募条件

応募できる地域は、益城町、嘉島町、西原村、御船町、甲佐町および山都町の行政区域内で、ごみ・し尿処理施設建設用地にふさわしい場所として、次の条件に適合していることとします。

<必須条件>

①用地面積については、概ね5.5万㎡を基本とする。ただし、土地の特性によっては、概ね3万～5.5万㎡とする。

※必要な用地面積については、候補地の地形や周辺の状況により、増減する場合があります。

②区長および代表者による応募であること。

<好ましい条件>

①土地利用上の法規制がない、または規制解除が容易なこと。

②幹線道路に近く、搬入路が確保できること。

③水道・電気などの引き込みが容易なこと。

④土地の形状・地質が整備に適していること。

⑤収集運搬の効率に優れていること。



応募書類の入手方法

公募要項および必要書類の様式は、6町村担当課窓口および協議会事務局にて配布するほか、平成29年7月3日から6町村のホームページにも掲載します。

地域振興支援

新しいごみ・し尿処理施設の建設にあたっては、建設地区への「まちづくり支援」として地区の皆様のご意見を伺いながら地域振興に取り組めます。

選定方法

候補地の選定にあたっては、受付期間終了後、応募いただいた用地のほか、各組合等から推薦いただいた用地も含め、熊本中央新施設建設候補地評価委員会等において、立地適性や地元合意形成の熟度など、幅広い角度から評価したうえで候補地を選定します。



説明会の開催

公募説明会を下記の3会場で開催します。説明会参加を希望される地区につきましては、平成29年8月10日(木)までに、公募説明会参加申込書により、地区名、出席人数を各地区で取りまとめのうえ、下記のお問い合わせ先までお申し込みください。

<説明会日程>

	① 御船会場	② 山都会場	③ 益城会場
日時	平成29年8月19日(土) 10時から	平成29年8月19日(土) 19時から	平成29年8月20日(日) 10時から
会場	御船町役場3階大会議室	中央公民館3階大研修室	益城町役場仮庁舎2階大会議室

※予定していた会場に参加できない場合は、他会場への参加も可能ですので、事前にお問い合わせ先までご連絡ください。

※参加申込多数の場合は、人数の制限をさせていただく場合もあります。

施設見学会

ごみ・し尿処理施設の建設候補地応募の検討をされる地区に対し、平成29年9月4日(月)に施設見学会を予定しています。

参加を希望される場合は、地区名、参加人数を平成29年8月28日(月)までに、下記のお問合せ先までご連絡ください。

※参加人数は各地区3名までとしますが、申込状況により変動する場合があります。

お問合せ先

ご質問やご相談につきましては、下記のお住まいの町村の環境担当課または、協議会へお問合せください。

○益城町	益城町役場環境衛生課	TEL096-289-8077
○嘉島町	嘉島町役場建設課	TEL096-237-2619
○西原村	西原村役場住民課	TEL096-279-3113
○御船町	御船町役場環境保全課	TEL096-282-1604
○甲佐町	甲佐町役場環境衛生課	TEL096-234-1169
○山都町	山都町役場環境水道課	TEL0967-72-4002



熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会

御船町御船 847-3 旧御船法務局 2階 TEL096-200-7199



建設用地としての適性評価結果

(熊本中央新施設建設候補地評価委員会評価結果報告書より抜粋)

1. 建設候補地の公募・推薦結果

募集の結果、推薦5箇所、公募5箇所の計10箇所の申請がありました。

※①～⑩の附番は申請日順による。

【申請地一覧】

申請地名称	所在地	面積※ ¹
①御船甲佐クリーンセンター周辺	御船町大字辺田見、甲佐町大字早川	約 5.9 万 m ²
②環境クリーンセンター周辺	御船町大字小坂	約 1.1 万 m ²
③小峰クリーンセンター周辺	山都町小峰	約 3.9 万 m ²
④益城クリーンセンター周辺	益城町大字寺迫	約 6.7 万 m ² ※ ²
⑤益城斎場周辺	益城町大字福原	約 6.3 万 m ² ※ ²
⑥日向地区	御船町大字上野	約 14.5 万 m ²
⑦古閑原、古閑迫地区	御船町大字上野	約 13.9 万 m ²
⑧南田代第4地区	御船町大字田代	約 9.8 万 m ²
⑨釜出、吹野地区	御船町大字七滝、御船町大字上野	約 15.5 万 m ²
⑩上早川地区	甲佐町大字上早川	約 10.3 万 m ²

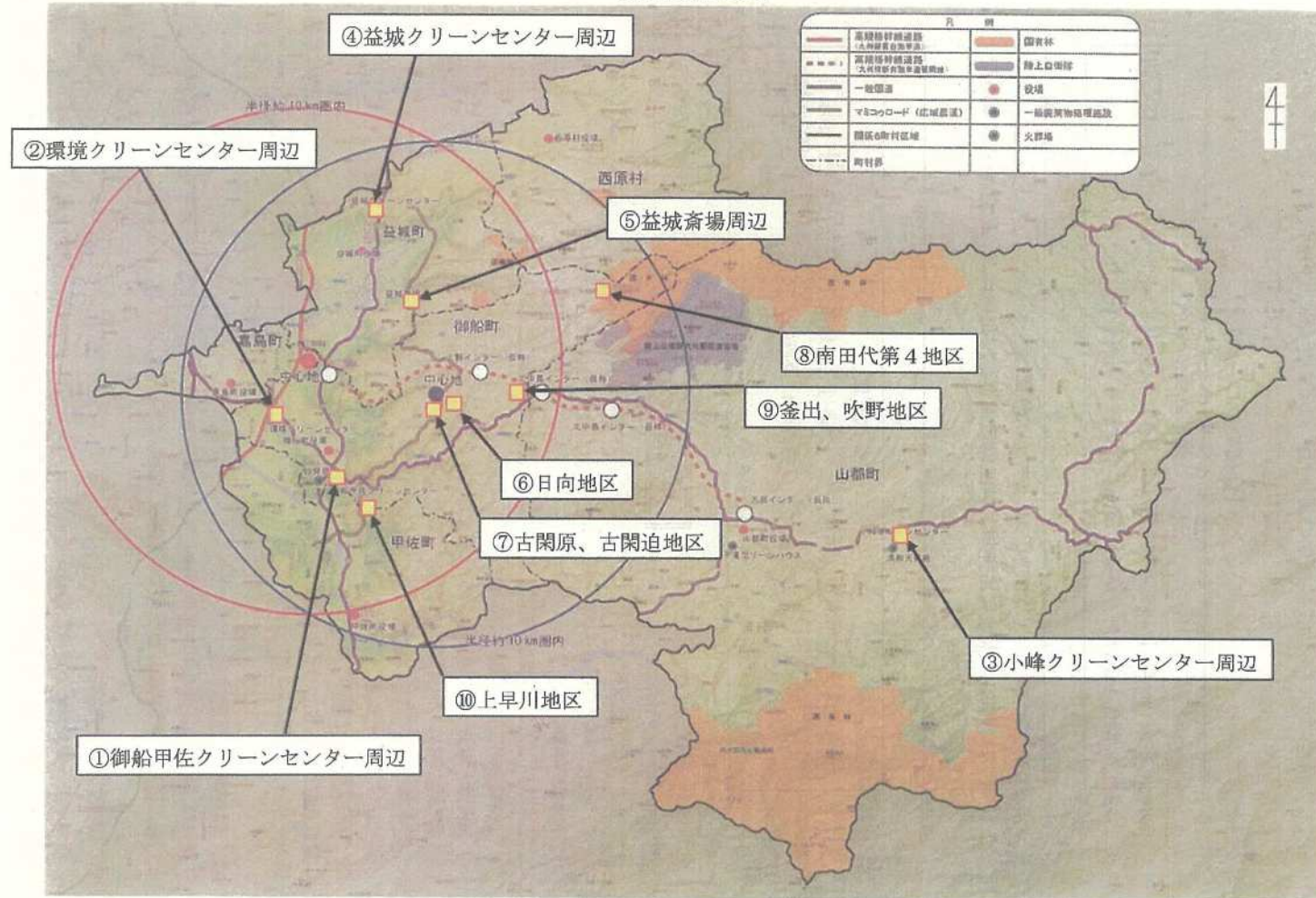
※¹ 候補地の筆界をプロットし、その範囲の面積を机上で計算した推定値

※² 民有地への拡張範囲を含む。

申請地②環境クリーンセンター周辺については、推薦要項の面積条件（概ね3万m²以上）を満たしておらず、また申請地周辺に拡張できる可能性が極めて低いため、評価対象から除くこととしました。

申請地④益城クリーンセンター周辺については、推薦要項の面積条件（概ね3万m²以上）を満たしていませんが、申請地周辺に拡張できる可能性があるため評価対象としました。

【申請地位置図】

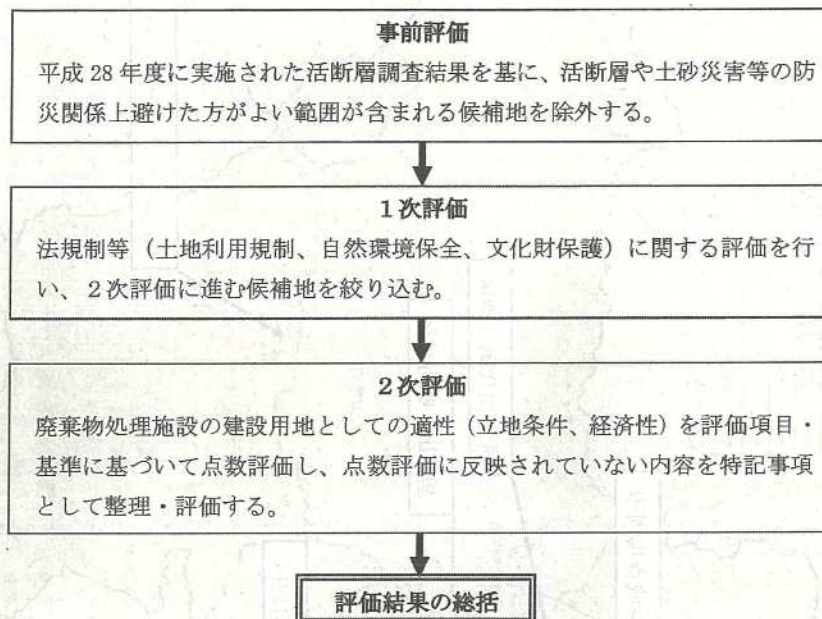


2. 建設候補地の評価

(1) 評価の進め方

本委員会における建設候補地の評価は、以下の手順により行いました。

【評価のフロー図】



(2) 評価結果の総括

本委員会では、熊本地震による大きな被害が発生したことを最大限に考慮し、事前に活断層との位置関係について評価するなど、将来的な施設の安定稼働に重点を置き、候補地の評価を行ってきました。

なお、候補地の評価にあたっては、申請の条件として地権者や地域の施設建設同意までは求めていることから、地権者及び地域の合意形成の熟度については評価対象とせず、各候補地の建設用地としての適性を評価するに留めております。

事前評価では、活断層や土砂災害等の防災関係の項目について評価した結果、これらの項目に該当する候補地がなかったため、全候補地において施設の安定稼働が実現可能であると判断しました。

1次評価では、法規制等（土地利用規制、自然環境保全、文化財保護）に関する項目について指定状況の有無を確認した結果、法規制等に該当する候補地が複数ありましたが、法規制等の重要度や解除の難易度、他施設での事例等を踏まえ協議したうえで、全候補地を2次評価の対象とすることとしました。

2次評価では、立地条件（用地条件、環境保全関連、生活環境条件）と経済性に関する項目について点数評価を行いました。

また、2次評価項目の調査結果を基に現地視察を行い、各委員からの意見等を整理し、その中でも点数評価には反映されていない重要な事項について特記事項の評価を行いました。

その結果、点数評価では、候補地①④⑦⑨⑩の5候補地がより優れた候補地であると評価され、特記事項の評価では、候補地④⑥⑦の3候補地がより適性の高い候補地であると評価されました。

以上の評価を行った結果、点数評価と特記事項の評価において、どちらともより高く評価された候補地は『④益城クリーンセンター周辺候補地』及び『⑦古閑原、古閑迫地区候補地』（※申請日順）となりました。

なお、その他の候補地についても、廃棄物処理施設の建設用地として一定の適性を備えていると評価しました。

おわりに

新たな一般廃棄物処理施設の建設は、熊本地震の被害を受けた6町村の住民生活に直接関わる重要かつ緊急の課題です。

本委員会は、申請のあった公募5箇所、推薦5箇所の計10箇所の建設候補地を評価するにあたり、約8ヵ月の期間において延べ8回の委員会を開催し、各委員がこの事業の重要性を十分に理解したうえで、熱心かつ丁寧に議論し、現時点で可能な限りの判断材料となる資料を取り揃え、客観的な評価となるよう努めました。

また、評価方法の検討については、客観性や公正性・公平性の確保の観点から、申請期間終了によって申請地が確定する前に評価項目・基準を定めました。

評価にあたっては、将来的な施設の安定稼働が特に重要であると考え、事前に活断層等との位置関係について評価を行いました。その後の1次評価では、事業の遂行が不可能もしくは著しく遅滞する恐れのある法規制について評価し、2次評価では、設定した評価項目による点数評価のみならず、現地視察により候補地及び周辺の現況を把握し、十分に議論したうえで、建設用地としての適性について評価をしました。

なお、新たな一般廃棄物処理施設の建設には、建設用地としての適性も重要ではありますが、同様に、地権者及び地域の合意形成が必要不可欠となります。今後は、協議会において合意形成の熟度等を踏まえたうえで候補地の選定が行われ、住民のご理解とご協力のもとに事業が遂行されることと思いますが、新たな施設が、住民にとって「安全・安心」な施設となり、循環型社会の構築が実現されるよう願います。

最後になりましたが、候補地として応募いただいた5地区関係者の皆様には、環境問題に対する深いご理解と地域の活性化への熱い思いに対し敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

併せて、評価にあたりご協力いただいた全ての皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成30年1月

熊本中央新施設建設候補地評価委員会

熊本中央新施設建設候補地評価委員会名簿

	氏 名	役 職 名 等
有 識 者	長谷 義隆	天草市白亜紀資料館 館長
	鳥井 真之	熊本大学 特任准教授
学識経験者	椋木 俊文	熊本大学 准教授
	皆川 朋子	熊本大学 准教授
町村推薦	橋場 紀仁	益城町 区長会長
	甲斐 昌和	嘉島町 上仲間区長
	内田 敏則	西原村 下布田区長
	江口 壯	御船町 嘱託員会長
	高濱 有一	甲佐町 仁田子区長
	尾上 一哉	山都町 環境審議会 会長
行 政	向井 康彦	益城町 副町長
	藤瀬 伸二	嘉島町 総務課長
	西山 春作	西原村 総務課長
	本田 安洋	御船町 副町長
	師富 省三	甲佐町 副町長
	岡本 哲夫	山都町 副町長

※順不同、敬称略

建設候補地評価委員会からの答申を受けました

平成30年1月に、諮問機関である『熊本中央新施設建設候補地評価委員会（以下、「評価委員会」という。）』の委員長から、建設候補地の評価結果について答申を受けました。

評価委員会は民意および専門的見地から建設候補地の評価を行うため、6町村からの推薦者6名、環境および地質等の分野で見識を有する者4名、行政関係者6名で構成され、約8か月の期間、延べ8回の委員会が開催されました。

評価にあたっては、将来的な施設の安定稼働が特に重要であるとされ、事前に活断層との位置関係について評価し、続く1次・2次評価では、法規制の確認、立地条件（用地条件、環境保全関連、生活環境条件）や経済性の側面から点数化を行い、また現地視察により現況の把握に努め、十分な議論を重ねたうえで、建設用地としての適性について評価が行われました。

その結果として、より高く評価された候補地は『益城クリーンセンター周辺候補地』および『古閑原、古閑迫地区候補地』（順不同）とされました。

なお、その他の候補地についても、建設用地として一定の適性を備えていると評価されました。

最終建設候補地については、評価委員会からの答申を最大限に尊重し、総合的に検討を行ったうえで決定いたします。

答申式の様子



（平成30年1月16日、評価委員会の長谷義隆委員長（左）から答申を受ける奥名協議会長（甲佐町長）（右）、甲佐町長室）

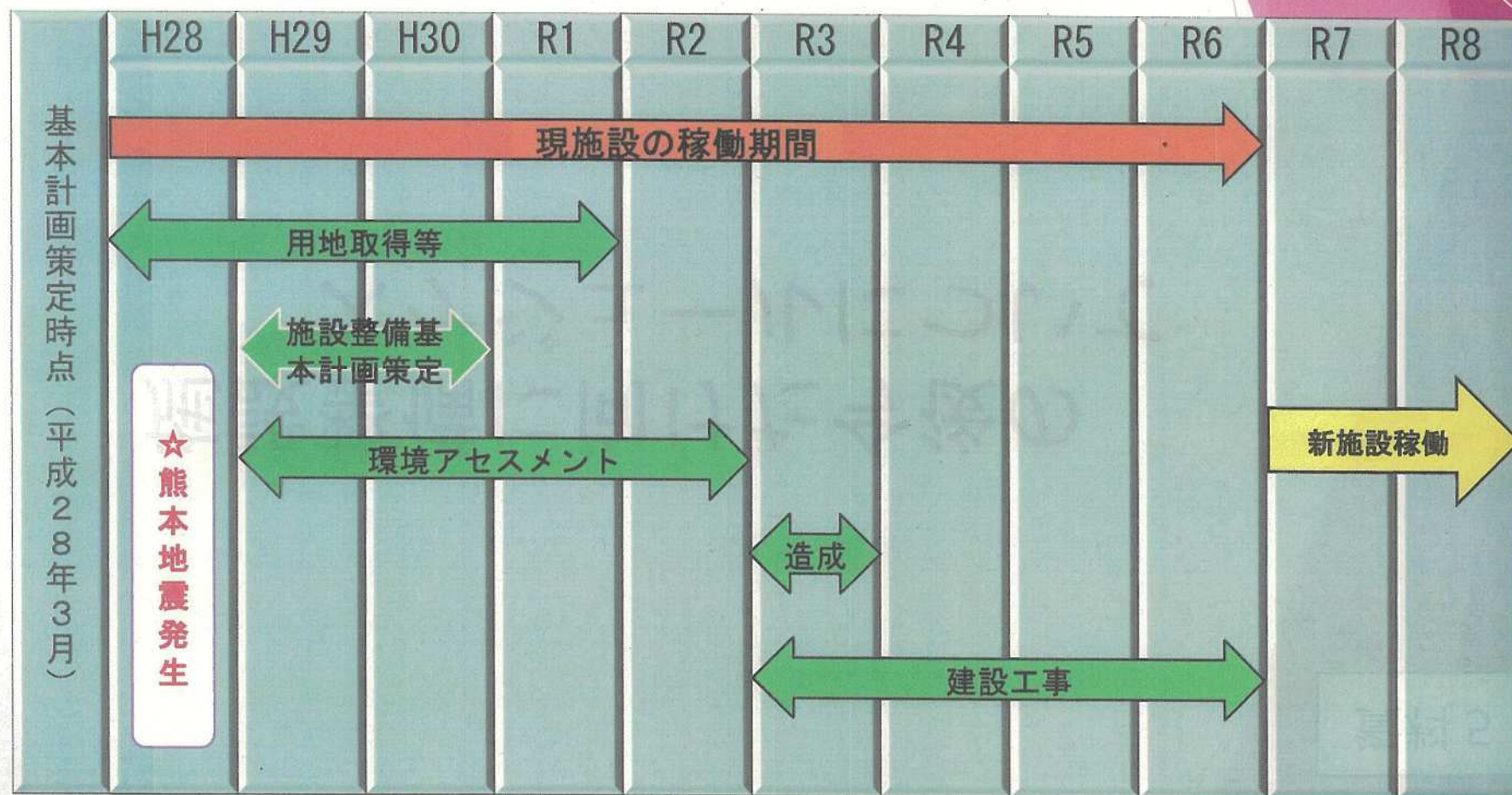
施設整備に向けた今後の スケジュールについて

令和3年1月27日資料発送・協議・報告

一般廃棄物広域処理基本計画で定めたスケジュール

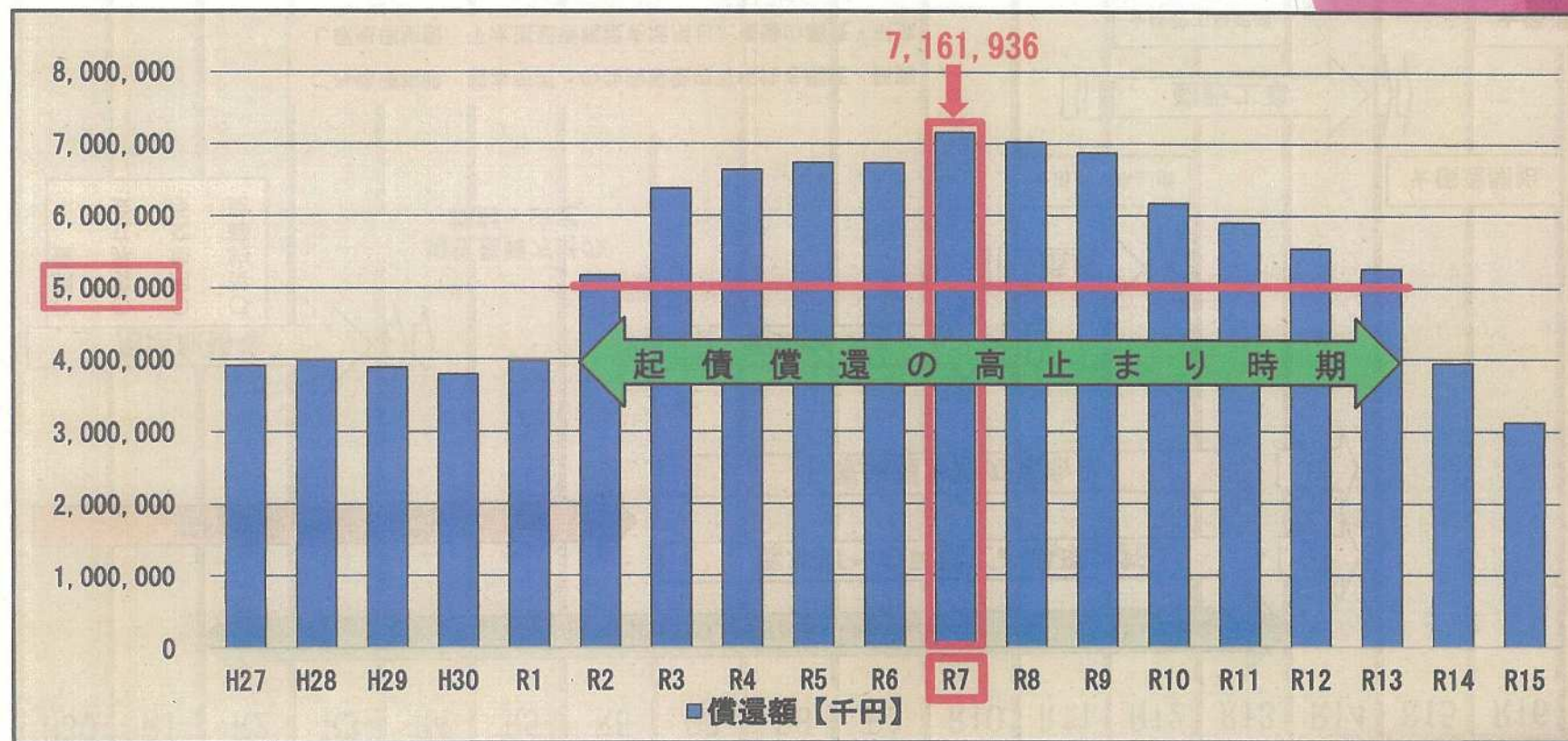
平成28年3月時点

①



上益城5町 起債償還額の推移

②

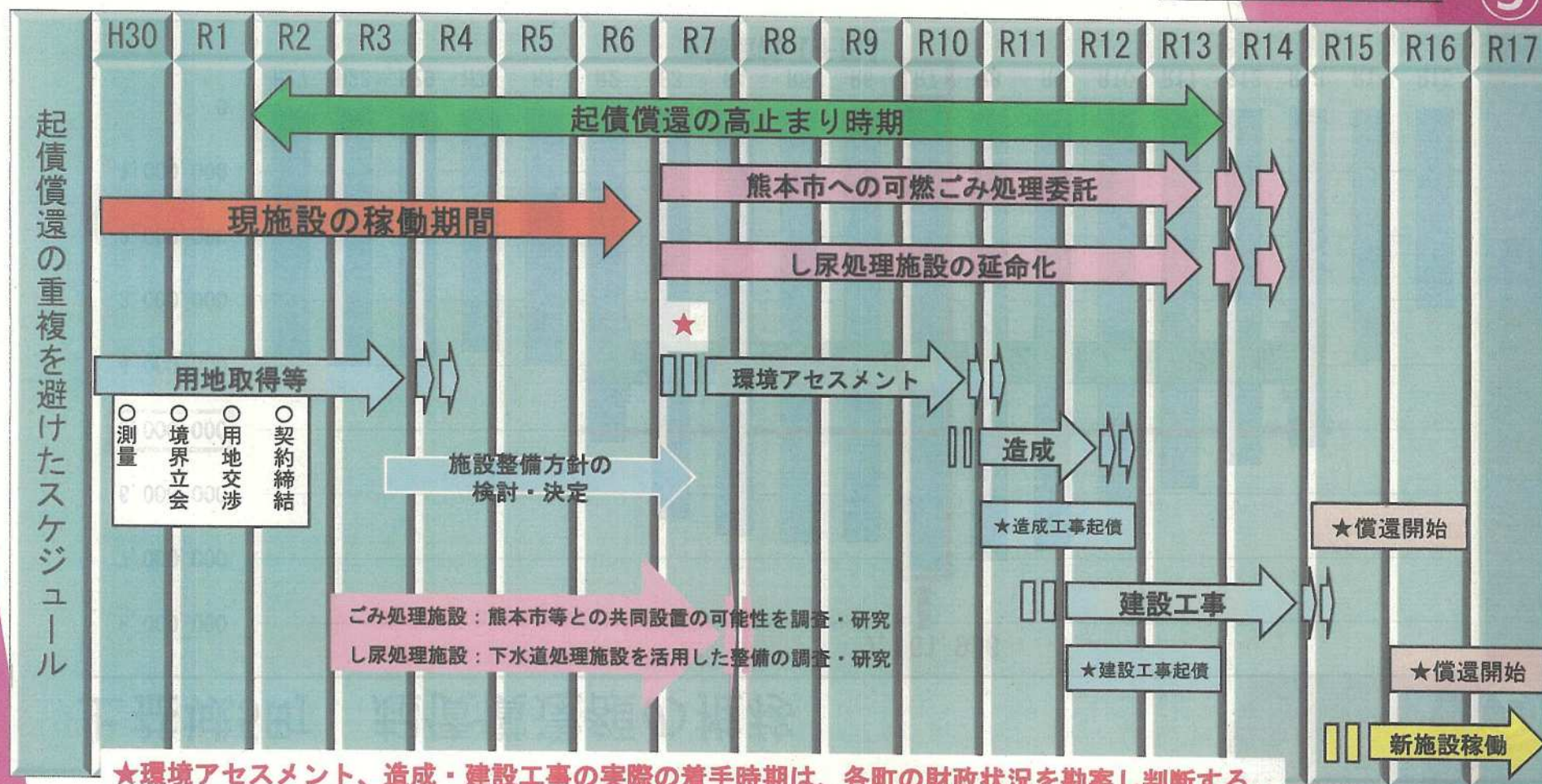


(参考) 平成27年度上益城5町の予算規模 約405億円
 未償還元金の最高値 令和元年 約838億円

起債償還の重複を避けたスケジュール

令和3年1月時点

③



費用圧縮に向けた検討

事業種別	事業費【千円】
焼却施設	9,467,000
リサイクル施設	3,034,880
最終処分場	3,049,360
し尿処理施設	4,333,610
造成	1,185,587
その他（用地取得費等）	434,178
総事業費	21,504,615

○総事業費については、地域計画に計上した数値をもとに積算。

○実負担額16,978,000千円については、総事業費21,500,000千円のち、交付金（対象経費の3/1）分を除いた金額に起債償還に際しての金利を上乗せした金額を計上。

○OB欄については、15年間の償還期間となるが、3年間は据置期間を設定しており、残り12年間で償還するため、12年分で除した金額を計上。

総事業費		≒21,500,000	
うち、実負担額		A	B=A/12 (単年度平均償還額)
		≒16,978,000	≒1,414,000
各町負担内訳	益城町	5,291,000	441,000
	嘉島町	2,638,000	220,000
	御船町	3,156,000	263,000
	甲佐町	2,453,000	204,000
	山都町	3,440,000	286,000

費用圧縮に向けた検討

総事業費 21,500,000千円

実負担額 16,978,000千円

単年度平均償還額 1,414,000千円

今後の人口減少、高齢化率の増加に伴い、税収の減少及び社会保障費の増大等により、財政状況が一層厳しくなることが見込まれるため、各町による費用の捻出が困難になる。

費用圧縮に向けた検討

- ① 施設の設計・発注にあたっては、極力費用を抑える形で検討
- ② 根本的な費用削減方法についての調査・研究

(案) ごみ処理施設：熊本市等との共同設置の可能性を調査・研究

し尿処理施設：既存の下水道処理施設を活用した整備の調査・研究

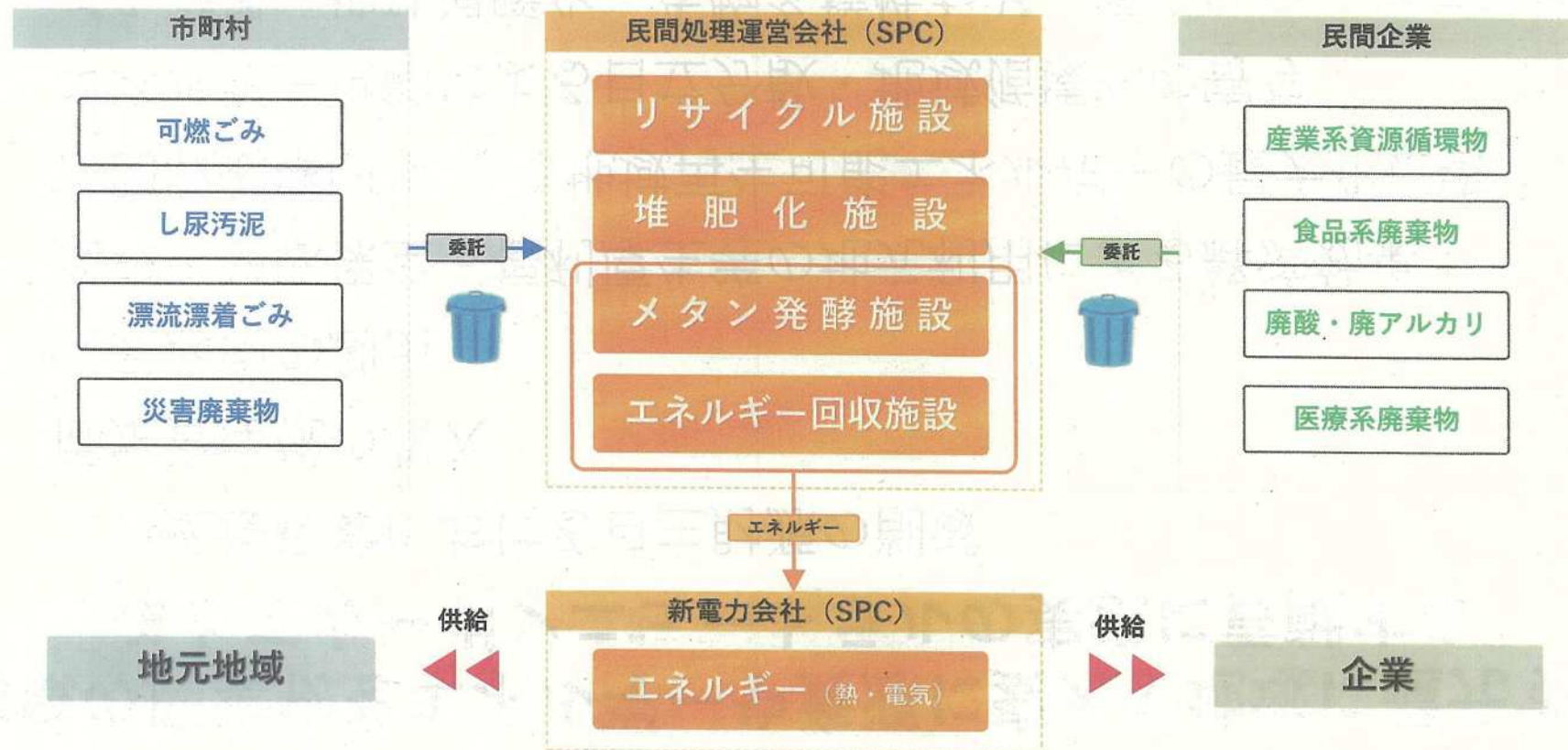
地域の廃棄物をエネルギーや資源に変えて地域に還元することでカーボンニュートラルの実現に貢献する

- ごみ処理経費における自主財源の削減
- 固定資産税の収入
- 地元雇用の創出
- 建設・運転保全・福利厚生等の地元利用による経済効果
- 熱回収効率UPによる地域再生可能エネルギーの最大化に寄与
- エネルギー供給による自立分散・地域循環への寄与
- ごみ減量・地球温暖化・生物多様性など、幅広いテーマで地域人材の育成を通じた地域づくりへ寄与
- 廃棄物の県内処理完結へ貢献
- 災害廃棄物の処理体制構築による災害に強い熊本づくりに貢献

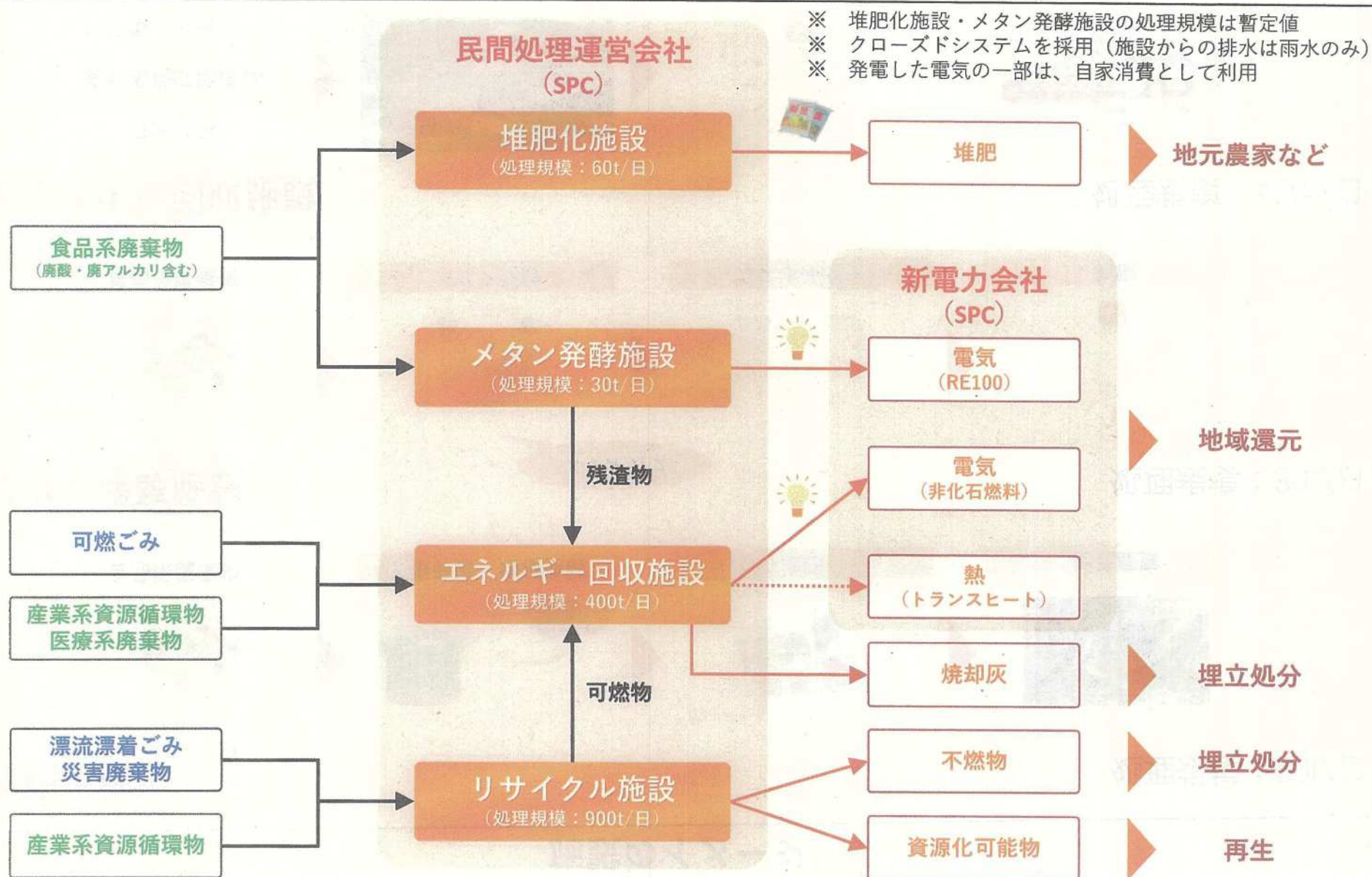
・・・等

地域循環共生圏を形成する事業スキーム（案）

人口減少・少子高齢化に伴う税収減時代において、地域循環共生圏形成に寄与する事業スキーム。各エリアで発生した廃棄物をエネルギーセンターで受入れることで、処理過程で発生する熱エネルギーや再生可能エネルギーを地域循環・自立分散へ活用し、地域循環共生圏を形成する。



全体の処理イメージ



施設のイメージ

堆肥化施設

処理規模：60t/日



食品系廃棄物



縦型発酵・堆積発酵



堆肥



地元農家

メタン発酵施設

処理規模：30t/日



食品系廃棄物



メタン発酵

バイオガス



ガスホルダー



発電

エネルギー回収施設

処理規模：400t/日

可燃ごみ

産業系資源循環物

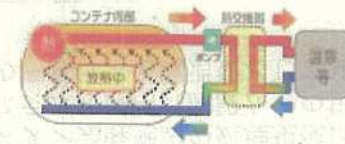
医療系廃棄物



エネルギー回収



発電



熱（トランスヒート）

確認書（覚書）

大栄環境株式会社（以下「甲」という。）及び石坂グループ（以下「乙」という。）と上益城5町（以下「丙」という。）は、甲及び乙が熊本県御船町にエネルギー回収施設等を整備することに関し、熊本県を立会人として、次のとおり確認する。

（主旨）

第1条 甲、乙及び丙は、次の施設（以下「施設等」という。）の整備について協議を開始することを合意する。

（1）所在地等 熊本県上益城郡御船町大字上野古閑原・古閑迫地区

（2）施設（案）

- ・リサイクル施設（処理規模：900t/日）
- ・エネルギー回収施設（処理規模：400t/日）
- ・メタン発酵施設（処理規模：30t/日）
- ・堆肥化施設（処理規模：60t/日） 等

（施設等整備に関する協議）

第2条 甲、乙及び丙は、施設等の整備に関し、地元の意見等を踏まえ、次の内容について協議するものとする。

- （1）施設等において丙の一般廃棄物等処理する場合の搬入方法等
- （2）環境に配慮した整備及び運営並びに雇用、維持管理等の地元活用
- （3）必要となる周辺環境対策及び施設整備
- （4）生み出される電気、熱、堆肥等の最大限の利活用
- （5）その他地元等から意見があった事項

（施設等整備に関する検討）

第3条 前条の協議を進めるにあたり、丙は、甲及び乙が整備する施設等に関し次の項目について検討するものとする。

- （1）施設等を整備する予定地の造成及び貸付
- （2）甲及び乙が施設等の整備のために法人を設立する場合の一定額の出資
- （3）施設等における丙の一般廃棄物等の処理等

（基本協定等）

第4条 甲、乙及び丙は、前2条の協議及び検討を速やかに行い、協議が整った場合は、基本協定を結び、環境アセスメントや許可申請等、必要な手続きに移行するものとする。

（その他）

第5条 甲、乙及び丙は、誠意をもってこの協定の各条項を履行し、この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、甲、乙、丙及び立会人がそれぞれ記名、押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和3年(2021年)10月1日

甲 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社

代表取締役社長 金子 文雄



乙 熊本市東区戸島町2874番地
有価物回収協業組合 石坂グ

代表理事 石坂 孝光



丙 御船町御船995-1

御船町長 藤木 正幸



嘉島町上島530

嘉島町長 荒木 泰臣



益城町宮園702

益城町長 西村 博則



甲佐町豊内719-4

甲佐町長 奥名 克美



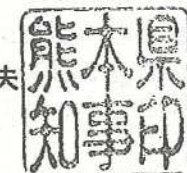
山都町浜町6

山都町長 梅田 稷



立会人 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県知事 蒲島 郁夫



エネルギー回収施設等整備に関する
環境アセスメント実施等に向けた基本協定書

環境アセスメント実施等に向けた基本協定書

大栄環境株式会社（以下「甲」という。）及び有価物回収協業組合石坂グループ（以下「乙」という。）と上益城5町（以下「丙」という。）は、甲及び乙が熊本県上益城郡御船町にエネルギー回収施設等を整備し、運営する事業（以下「本事業」という。）に関し、熊本県を立会人として、次のとおり環境アセスメント実施等に向けた基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（経緯及び主旨）

第1条 甲、乙及び丙は、令和3年（2021年）10月1日付『エネルギー回収施設等検討に関する覚書』に基づき、本事業に係る協議及び検討を行い、本事業が、一般廃棄物の適正処理という丙が抱える課題を解決し、廃棄物をエネルギーや資源に変える資源循環モデルとなる事業であること、また、事業実施には、次条の「基本方針」に定める「環境保全対策」が必要であることを確認した。このため本事業による環境面での影響を評価するに当たり、甲及び乙が「環境アセスメント」を実施するため、本協定を締結することとする。

（基本方針）

第2条 甲、乙及び丙は、本事業の実施に向けて環境アセスメントを行うに当たり、次の各号に掲げる事項を本事業の基本方針とすることを確認する。

（1）本事業で整備するエネルギー回収施設等とは、次の施設をいう。また、各施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物を処理するが、法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等とは取り扱わないものとする。

- ① リサイクル施設 （処理規模：900t/日）
- ② エネルギー回収施設（処理規模：400t/日）
- ③ メタン発酵施設 （処理規模：30t/日）
- ④ 堆肥化施設 （処理規模：60t/日）

（2）本事業の実施場所は、熊本県上益城郡御船町大字上野 古閑原・古閑迫地区とする。

- (3) 本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「新会社」という。）を甲及び乙が設立する。
- (4) 本事業の整備費用は、甲及び乙が別に定める割合で負担する。
- (5) 甲及び乙は、本事業の実施に当たり、周辺環境への影響を防ぐため、次の①から⑥の環境保全対策を実施し、環境に配慮した事業運営を行う。
- ①廃棄物はすべて建屋内で受入れ処理することにより、廃棄物の飛散流出及び汚水発生を防止
 - ②建屋内の床面はコンクリート基礎構造とすることにより、汚水の地下浸透を防止
 - ③施設で発生する汚水はエネルギー回収施設で処理することにより、処理水を敷地外に放流しない
 - ④敷地内に降った雨水は調整池へ導き、流量を調整して敷地外に放流
 - ⑤排ガスの排出基準を遵守し、排ガス測定結果を広く一般に公表するとともに、別途、構成する評価委員会等で確認。
 - ⑥交通安全対策の実施
- (6) 甲及び乙は、本事業の実施に当たり、地元雇用及び地元企業の活用並びに地域の催事や行事等への協力を通じた地域の活性化に最大限努力する。
- (7) 甲及び乙は、本事業で生み出される電気、熱、堆肥等の利活用に最大限努力する。
- (8) 甲及び乙は、丙及び周辺地域で発生した災害廃棄物の処理に最大限協力する。
- (9) 丙は、丙で構成する上益城広域連合が所有する本事業の実施場所の用地造成を丙の負担で行い、新会社に造成用地の貸付けを行う。なお、貸付面積及び貸付料並びに貸付期間等の詳細については、甲、乙及び丙にて協議の上、別途、貸付契約において定めるものとする。
- (10) 丙は、本事業の運営開始までに、新会社への一定額の出資を行う。なお、その出資額は甲、乙及び丙にて協議の上、別途、決定するものとする。
- (11) 丙は、丙内で発生した一般廃棄物の処分を新会社に委託する。なお、委託する一般廃棄物の種類、量及び委託期間並びに委託費用等の詳細については、甲、乙及び丙にて協議の上、別途、委託契約において定めるものとする。

(本協定締結後の対応)

第3条 本協定締結後、甲及び乙は速やかに新会社を設立し、新会社は次の各号に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 本事業の施設整備等に係る検討
- (2) 熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの実施
- (3) 環境アセスメント結果の事業計画への反映
- (4) 本事業の実施に必要な許認可等に向けた手続き
- (5) その他、本事業の実施に必要な対応

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項の対応を円滑に実施するため、相互に連携・協力するとともに、継続的に協議を行うものとする。

3 環境アセスメントの結果、丙が本事業の計画を適切であると判断した場合、甲、乙及び丙等は、改めて環境保全協定及び立地協定等を締結するものとする。

(費用負担)

第4条 本協定の履行のために、甲及び乙が要した経費及び負担額については、甲及び乙が負担するものとし、丙に請求できないものとする。但し、甲、乙及び丙で別段の合意をした経費及び負担額についてはこの限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、環境保全協定締結日までとする。

(疑義の決定)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、誠意をもって協議の上、決定するものとする。また、甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面をもって変更するものとする。

(その他)

第7条 以上を合意した証として、本書8通を作成し、甲、乙、丙及び立会人がそれぞれ記名、押印の上、各自その1通を所持するものとする。

5

令和4年(2022年)3月28日

甲 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社

代表取締役社長 金子 文雄



乙 熊本市東区戸島町2874番地
有価物回収協業組合 石坂グループ

代表理事 石坂 孝光



丙 御船町御船995-1

御船町長 藤木 正幸



嘉島町上島530

嘉島町長 荒木 泰臣



益城町宮園702

益城町長 西村 博則



甲佐町豊内719-4

甲佐町長 奥名 克美



山都町浜町6

山都町長 梅田 穰



立会人 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県知事 蒲島 郁夫



環境アセスメント

熊本県環境影響評価条例のあらまし



熊 本 県

環境アセスメントとは

環境アセスメント（環境影響評価）は、開発事業が行われる場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業者が事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていく制度です。

熊本県では、こうした環境影響評価の一連の手續としくみについて、熊本県環境影響評価条例を定め、平成13年度から実施しています。

また、平成26年12月には同条例の一部改正を行い、計画段階配慮書手續などを追加し、平成27年5月には同条例施行規則の一部改正を行い、風力発電所の設置又は変更の工事を対象事業に追加しました。

評価項目

事業者は、対象事業を実施する場合に、住民等や行政の意見を聴き、事業内容や地域環境を踏まえ、次のような環境要素からアセスメントの対象とする項目を取捨選択して、調査、予測及び評価をすることになります。

アセスメントの対象となる環境要素の範囲

■環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

●大気環境

- ・大気質 ・悪 臭
- ・騒 音 ・その他
- ・振 動
- ・低周波音

●水環境

- ・水象（地下水の水象を除く）
- ・水質（地下水の水質を除く）
- ・水底の底質
- ・地下水の水象及び水質 ・その他

●土壌環境・その他の環境

- ・地形、地質
- ・地 盤
- ・土 壌
- ・その他

■生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

●動物

●植物

●生態系

■人と自然との豊かな触れ合い

●景観

●触れ合い活動の場

■環境への負荷

●廃棄物

●温室効果ガス等

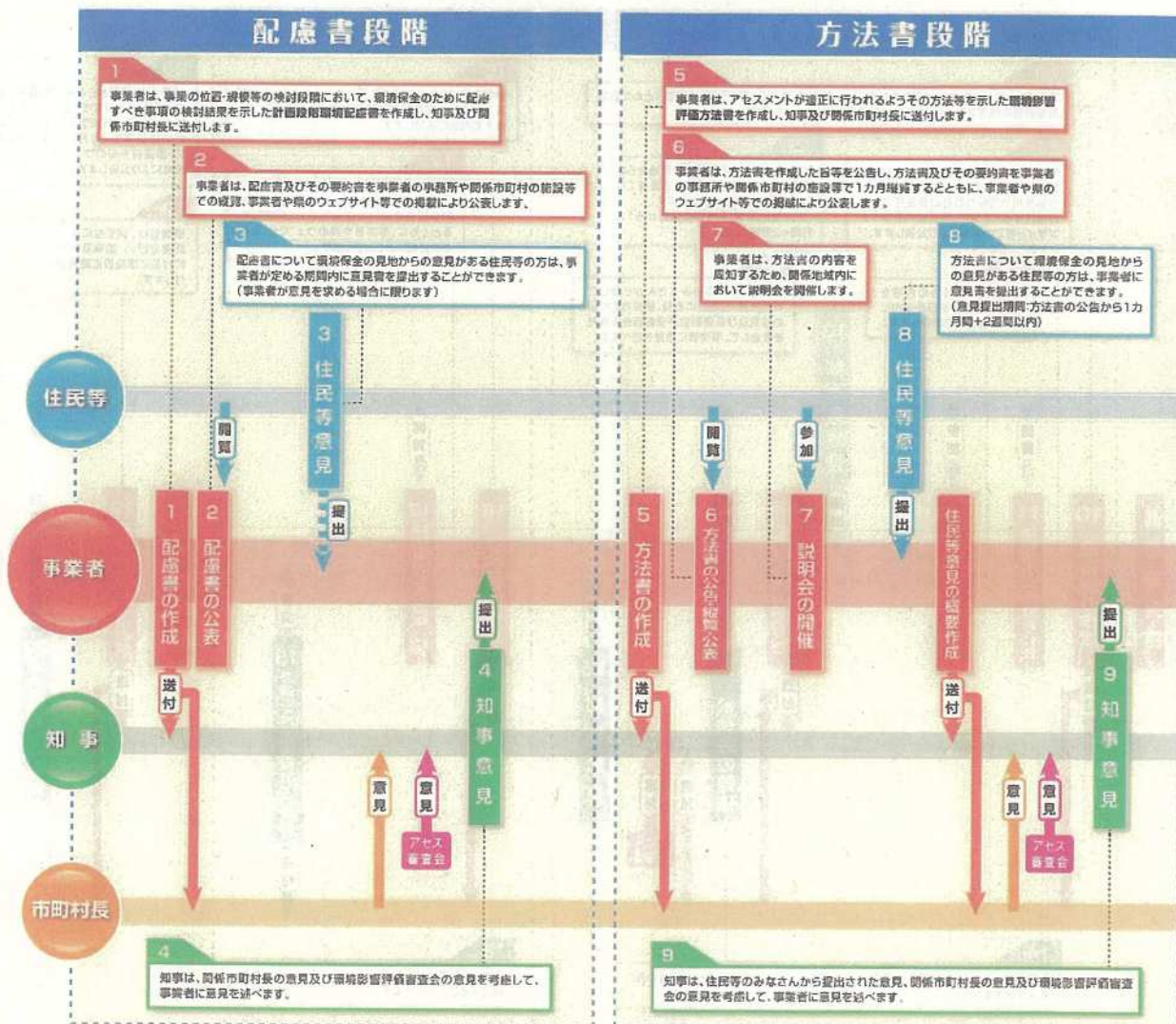
■一般環境中の放射性物質

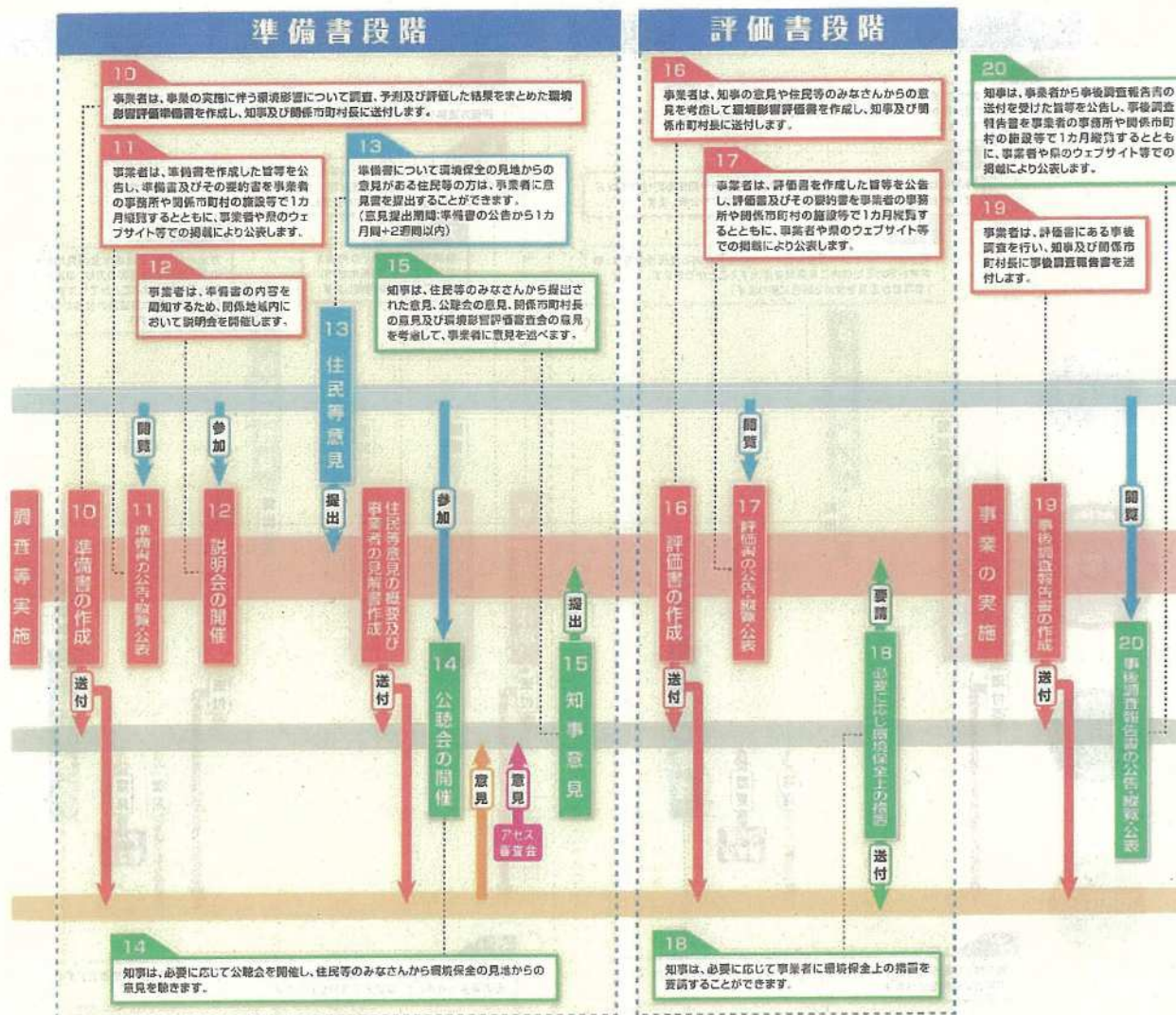
●放射線の量

■文化財の保全

●文化財

手続のしくみと流れ





対象事業

番号	事業の種類	事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域 ^(注1) においては2車線以上かつ長さ10km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上
	堰	湛水面積50ha以上又は改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上
3	鉄道	長さ5km以上
	軌道	長さ5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上
	風力発電所 ^(注2)	出力5,000kW以上(一定の条件に該当する事業は除く ^(注3))
6	廃棄物最終処分場	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上(干潟等地域 ^(注4) を含む場合は面積5ha以上)
8	土地区画整理事業	面積50ha以上(地下水保全地域 ^(注5) においては面積(人口集中地区の面積を除く)25ha以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
10	工業団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
11	新都市基盤整備事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
13	住宅団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量8kl/時又は平均排出水量1万m ³ /日以上(地下水保全地域においては平均排出水量0.5万m ³ /日以上)
18	豚房施設	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)

○港湾計画	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が150ha以上
-------	----------------------------

(注1)「森林地域」とは、国土利用計画法に規定する森林地域(農用地区域との重複部分を除く)をいう。

(注2)風力発電所の対象事業への追加については、平成30年4月1日から施行する。

(注3)次のすべての条件に該当する事業は除く。

- 風力発電所の発電設備の新設をする場所の周囲1キロメートルの範囲内に学校、住宅その他の静穏を必要とする建築物が存在しないこと。
- 当該事業が実施されるべき区域内に次のいずれかに該当する区域及び史跡等が存在しないこと。
国立公園、国定公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、生態系等保護区、鳥獣保護区、風致地区、県立自然公園、景観形成地域、史跡、名勝若しくは天然記念物、重要文化的景観 等
- 事業が事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとることが確実であると見込まれるものとして知事が認めるものであること。

(注4)「干潟等地域」とは、干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域をいう。

(注5)「地下水保全地域」とは、熊本県地下水保全条例の指定地域をいう。

【参考:地下水保全地域】熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、荒尾市、玉名市、天草市(旧本渡市、旧五和町)、山鹿市(旧山鹿市、旧鹿本町、旧鹿央町)、菊池市、宇土市、宇城市(旧松橋町、旧小川町)、合志市、玉東町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町

※この表は条例施行規則別表第1を要約したものですので、具体的な事業への適用に当たっては、同表を参照してください。

お問い合わせ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL:096-333-2268 FAX:096-387-7612 E-mail:kankyuhozen@pref.kumamoto.lg.jp

発行者:熊本県
所 属:環境保全課
発行年度:平成27年度